

(4) 届出対象行為

先行地区

- a) 建築物の新築、増築、改築又は移転のうち、当該建築物の延べ面積（増築にあっては、増築後の延べ面積）が10㎡を超える行為。
- b) 工作物の新設、増築、改築又は移転のうち、当該工作物の高さ（増築にあっては、増築後の高さ）が4mを超える行為。
- c) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、延べ面積が10㎡を超える建築物で、各立面における外観の変更の面積が1面でも3分の1を超える行為。
- d) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、高さが4mを超える工作物で、各立面における外観の変更の面積が1面でも3分の1を超える行為。

先行地区以外の重点地区計画の区域

- a) 建築物の新築、増築、改築又は移転のうち、当該建築物の階数（増築にあっては、増築後の階数）が3階以上若しくは延べ面積（増築にあっては、増築後の延べ面積）が150㎡を超える行為。
- b) 工作物の新設、増築、改築又は移転のうち、当該工作物の高さ（増築にあっては、増築後の高さ）が10mを超える行為。
- c) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、階数が3階以上若しくは延べ面積が150㎡を超える建築物で、各立面における外観の変更の面積が1面でも3分の1を超える行為。
- d) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、高さが10mを超える工作物で、各立面における外観の変更の面積が1面でも3分の1を超える行為。

注) 延べ面積とは、建築基準法に規定する延べ面積をいい、各階の床面積の合計をいう。

(5) 勧告基準（建築物及び工作物）

勧告基準

届出対象となる行為のうち、建築物及び工作物の各立面において、秩父市まちづくり景観計画に定める市街地地域の色彩基準に該当する色彩（着色していない自然素材等の素材色で仕上げる外観の部分を除く。以下、同じ。）の面積の合計が、1面でも3分の1を超えると認める場合は、適用範囲内の色彩への見直しを勧告することができる。

＜先行地区内において和風建築様式以外の建築物を建築する場合の参考例＞

先行地区まちづくりデザインコードは、和風建築様式を採用している。これは、旧秩父往還をイメージしたものであり、先行地区内に建築する建築物等については、街並みに統一感を持たせるため、できる限りデザインコードに合致させることが望ましい。

しかし、店舗のコンセプトや建築主の意向等により、先行地区内に和風建築様式以外の建築物を建築することを妨げるものではない。

以下のイメージ図は、先行地区内において和風建築様式以外の建築物を建築する際の一例として、お示しするものであり、建築計画を検討する際の参考にしていただくようお願いするものである。

なお、このデザインは、秩父で主に大正から昭和初期に建築された秩父の歴史を語る洋風建築物をイメージしたものである。





これからのまちづくりにむけて

まちづくり 推進協議会

平成19年度に発足した、「秩父市中央通線本町・中町まちづくり推進協議会」は、住民と行政の協働のまちづくりを進めるための協議の場として、今後も必要に応じて開催してまいります。

また、「秩父市本町・中町景観形成重点地区計画」の先行地区内で建築物等の新築・改築・移転等の建築行為を行う場合についても、必要に応じて、この推進協議会等で協議や助言等を行い、秩父らしい風格ある街並みの形成を図ります。

お問い合わせ

秩父市役所 地域整備部 都市計画課

〒 368-8686 埼玉県秩父市熊木町8-15

電話：0494-22-2211（代表）

FAX：0494-25-0137

E mail：toshi@city.chichibu.lg.jp

